

平成 27 年 10 月 9 日

九州電力株式会社

玄海原子力発電所操業差止訴訟第 14 回口頭弁論について

本日14時から、佐賀地方裁判所において、玄海原子力発電所操業差止訴訟の第14回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所 1 ～ 4 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（平成24年 1 月31日）から第15次（平成27年 9 月10日）にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は、第15次提訴に対する答弁書を提出し、第 1 ～ 第14次分の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を十分に把握した上で設計しており、また、地震及び津波についても、最新の知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している旨の主張を行いました。

また、併せて準備書面11を提出し、新規制基準の制定経緯や概要について改めて述べ、新規制基準のうち設置許可基準規則 における具体的な要求事項について説明し、その制定経緯及び内容から新規制基準には合理性がある旨の主張を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

以 上